

鎌倉市告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年9月19日から令和7年10月3日まで一般の縦覧に供します。

令和7年(2025年)9月19日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

道路法第18条第1項(道路の区域の変更)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
5	市道052-010号線	岡本二丁目	326番 2	岡本二丁目	324番 2	3. 21～3. 21	28. 44

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
5	市道052-010号線	岡本二丁目	326番 1	岡本二丁目	324番 2	4.01～4.01	28.47

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項(供用の開始等)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供 用 開 始 の 区 間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番
5	市道052-010号線	岡本二丁目	326番1	岡本二丁目	324番2